

指定管理者募集要項

羽咋市市民活動支援センター

令和9年4月1日～令和14年3月31日

羽咋市

本市では、市民と市がそれぞれの役割や責任を自覚し、市民の自主的な行動に基づき社会的課題の解決に貢献をすることができる社会の実現を図り、平成14年12月に「羽咋市まちづくり基本条例」を、平成15年3月に「羽咋市いきいき市民活動推進条例」を制定いたしました。

施策の一つとして、NPOのマネジメントや事業運営、立ち上げに関する相談の受付、各種情報の収集および提供、活動場所や拠点の提供などにより市民活動を支援するため、市民活動支援センターを設置いたしました。

令和8年度末をもって、当該施設の指定管理期間が終了することに伴い、民間事業者が持つ知識や人材を活用し、効果的で効率的な施設の管理運営を行うとともに、市民活動団体による活気あるまちづくりの促進と、「小さな拠点」や「地域運営組織」の設立支援を行うことで、人口減少社会における、持続可能な地域運営の推進を期待して、指定管理者制度（※地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2）により、市民活動支援センターとしての機能を十分発揮できるよう、熱意を持って管理運営に取り組んでいただける指定管理者を募集します。

1 対象施設

名 称： 羽咋市市民活動支援センター

所在地： 石川県羽咋市鶴多町亀田17番地 羽咋すこやかセンター3階

延床面積：184.96 m²

施設内容：事務室、印刷室、情報スペース、作業スペース、ロッカーなど

※いきいきホール、エレベーター、エレベーターホール、トイレ、廊下及び非常階段部分は、羽咋すこやかセンターの共用スペースのため指定管理者の管理管轄外となりますが、簡易な管理の協力をお願いすることがあります。

2 指定管理業務の内容

「羽咋市市民活動支援センター指定管理者仕様書」のとおり

3 指定期間

令和9年4月1日～ 令和14年3月31日までの5年間

4 募集条件

- (1) 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していること。

(4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経営基盤を有していること。

5 指定管理料(上限)

10,000,000円(年額、消費税含む)

6 欠格事項

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者、役員(以下「代表者等」という。)が、次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

また、複数の団体で構成するグループの場合は、構成員が次のいずれかに該当するときは応募することができません。

なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、以下のいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する団体
- (2) 羽咋市から指名停止措置を受けている団体
- (3) 直近の1年間において、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- (4) 会社更生法及び民事再生法による手続をしている団体
- (5) 羽咋市暴力団排除条例(平成24年3月26日条例第2号)第2条の規定による暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者(団体、代表者等)

7 申請に関する事項

(1)申請書類

申請時には紙媒体により正副1部ずつ及び電子媒体による申請データ(PDFファイル)を提出してください。申請書類は、A4サイズ(一部、A3サイズ可)で左綴りとし、A4版のファイルに綴じること。※下欄にページ数を記載してください。

ア 指定管理者指定申請書(様式第1号)

イ 指定管理者事業計画書(様式第2号)

※様式第2号については、必要事項が記載されていれば任意様式での提出可。

ウ 羽咋市市民活動支援センターの管理に関する収支予算書(様式第3号)

エ その他添付書類(法人格のない団体にあつては、これらに準ずる書類)

(ア) 定款等及び登記簿謄本

(イ) 役員名簿

(ウ) 事業報告書、貸借対照表、収支計算書、損益計算書、財産目録等、事業及び経営の状態を明らかにする書類(直近の3年度分)

(エ) 法人(団体)の概要書(様式第4号)

(オ) 過去2年間の類似施設の運営実績を記載した書類(任意様式)

※ 類似施設とは、市民活動の促進を目的とした施設とします。

(カ) 申請に関する連絡先（団体概要書と同様の場合は不要）

(キ) 構成団体を記載した書類（グループ応募の場合）

(ク) 法人税、消費税及び地方消費税に係る直近１年分の納税証明書

(ケ) 羽咋市の納税状況調査の同意書（様式第６号）

※現時点で納税義務のない団体についても提出の必要があります。

(2)申請方法 持参又は郵送もしくはメール提出

(3)提出場所 〒925-8501 羽咋市旭町ア２００番地

羽咋市総務部まちづくり課

e-mail:machi@city.hakui.lg.jp

(4)募集期間

令和８年８月１０日（月）から令和８年８月２８日（金）まで

各日とも午前８時３０分から午後５時１５分まで

(5)施設の見学

令和８年８月１６日（日）

午前１０時００分から午前１２時００分の間で３０分程度

まちづくり課へ事前申し込みをいただき、時間帯を指定いたします。

※事務室、一般開放スペースおよび作業スペースを見学することができます。

見学の際は事務室カウンターにて受付をしてください。

現地での説明はありません。また、現地での質問はお受けしません。質疑がある場合は、(6) 質問の受付期間、回答日及び回答方法等をご参照ください。

(6)質問の受付期間、提出方法、回答日及び回答方法

ア 受付期間

令和８年８月１０日（月）から令和８年８月１７日（月）まで

各日とも午前８時３０分から午後５時１５分まで

イ 提出方法

別紙「質問票」（様式第７号）に記入の上、メールにより受付期間内にまちづくり課のアドレスまで提出してください。

※件名に【指定管理者質問票】と明記してください。

ウ 回答日 令和８年８月２４日（月）（予定）

エ 回答方法 市ホームページ上で回答します。

(7) その他留意事項等

ア 不正があった場合の取扱い

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

(ア) 複数の事業計画書を提出した場合

(イ) 申請書類に虚偽又は不正があった場合

(ウ) 申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合

(エ) 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、審査委員会及び指定管理者選定委員会の委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に又は他者を不利にするよう働きかけた場合

(オ) その他不正な行為があったと市が認めた場合

イ 申請書類の取扱い

(ア) 著作権

申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は審査結果の公表等に必要の場合その他市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(イ) 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

(ウ) 返却

一度提出された書類は、お返ししません。

(エ) 申請の辞退

申請書類提出後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を提出してください。

ウ 申請に当たっての費用負担

申請に当たって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

8 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

羽咋市は、申請者から提出された事業計画等について、書類審査を経て指定管理者選定委員会にてプロポーザル審査を行います。

なお、応募後に応募資格等を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

ア 書類審査

所管課で申請者から提出された事業計画書、収支予算書等の書類について審査します。

イ プロポーザル審査（令和 8 年 9 月中旬予定）

1 者あたりプレゼンテーション時間は 20 分、質疑応答時間は 15 分とします。（日程および審査の順番は所管課により決定し、別途通知します。）

プロポーザル審査で使用するディスプレイは羽咋市が準備しますが、パソコンなどの必要な機材は提案者側で用意してください。

なお、申請者の出席人数は 3 人以内とし、オンラインによるプレゼンテーションも可とします。（選定委員会場側のオンライン環境については羽咋市で用意します。）

(2) 審査基準

審査項目、配点、比重については、「羽咋市市民活動支援センター指定管理候補者選定基準書」のとおりとします。

(3) 選定方法

書類審査及びプロポーザル審査の審査結果に基づき、指定管理者選定委員会において指定管理者の候補者を選定します。

選定結果については、審査終了後、速やかに申請者にお知らせします。

なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。また、選定委員会の会議は非公開とします。

(4) 指定管理者の指定

指定管理者選定委員会で選定された候補者は、市議会（令和 8 年 1 2 月議会を予定）に議案上程され、羽咋市議会の議決を経て指定管理者として指定されることとなります。

市議会での議決事項は次のとおりです。

ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

イ 指定管理者に指定する団体の名称

ウ 指定期間

(5) 選定結果の公表

選定結果（申請団体の名称、評価点等）については、市議会で議決後、市ホームページで公表します。なお、選定結果については、行政不服審査法に基づく審査請求又は行政事件訴訟法に基づく訴えの提起をすることができません。

選定の結果、第 1 位となった団体が、指定管理者候補者となりますが、第 2 位となった団体は、次点候補者となります。

指定管理者候補者が指定管理者として指定される日までに当該候補者としての資格を取り消された場合等は、次点候補者を指定管理者候補者となります。

9 協定の締結

指定管理者の指定を行う際には、管理業務内容に関する細目的事項、指定管理に係る指定管理料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について、指定管理者と市との間で協議を行い、協定を締結します。

協定締結は、指定期間における基本的、包括的な事項を定めた「基本協定」及び令和9年度（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）の実施事項を定めた「年度協定」を協議が整い次第締結します。「年度協定」は、年度ごとに協議の上、更新します。

10 その他

(1)情報の公開

指定期間中の毎年度終了後に年度評価を、指定期間が満了する年度に総合評価を実施し、それぞれの結果を市のホームページで公表します。

また、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合があります。

(2)指定取消等

当該指定管理者に指定管理を継続させることが適当でないと認められる場合には、指定を取り消すことや期間を定めて業務の一部又は全部を停止することがあります。

また、指定管理中に施設が廃止された場合は指定が終了になります。

なお、指定の取り消しにより損害等が生じても、市はその賠償の責めを負いません。

(3)問合せ先

〒925-8501 羽咋市旭町ア200番地 羽咋市総務部まちづくり課

電話番号：0767-22-7192

E-mail：machi@city.hakui.lg.jp